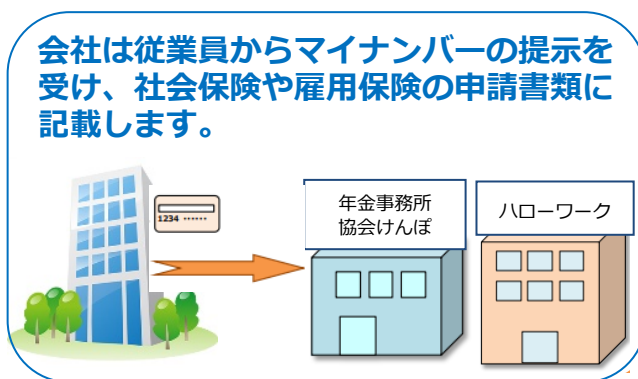
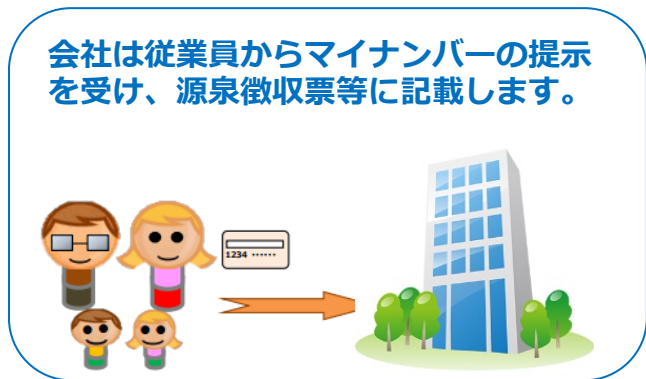


来年からマイナンバー制度がスタートします

平成 27 年 10 月以降、市区町村より住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号（12 桁）が通知されますが、この番号が**マイナンバー（個人番号）**と呼ばれるものです。

（平成 28 年以降、会社で行なう社会保障、税、災害対策などの各種手続きにマイナンバーが必要となります。）
市区町村から配布される資料の中に「通知カード」が同封されています。この「通知カード」に記載されているのがあなた自身のマイナンバーです。なお、マイナンバーの封書は、世帯ごとに住民票の所在地に配布されますので、現住所が住民票の住所と異なる場合は、受け取りにご注意ください。



重要です！ 通知カードは厳重に保管してください。

マイナンバーは、この先、雇用保険、社会保険、年末調整などの手続きで必要です。マイナンバーが記載されている通知カードは、非常に重要なものとなりますので、**破棄することなく厳重に保管**してください。

予定です

この先、皆様のマイナンバー（扶養家族がいる方はご家族分も）の提出をお願いします。



平成 28 年分扶養控除申告書は、上記マイナンバーを記載する項目があります。また、雇用保険や健康保険・厚生年金保険の資格取得（喪失）手続きにもマイナンバーを記載する必要がありますので、ご提出をお願いします。（提出時期については、後日あらためてお知らせいたします。）

お勧めです 個人番号カードについて

個人番号カードは、通知カードとともに送付される申請書を郵送するか、スマホやパソコンから専用のサイトにアクセスして申し込むことで、交付を受けることができます。

（個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市区町村に返納します。）

交付時期は平成 28 年 1 月以降、初回の交付は無料です。

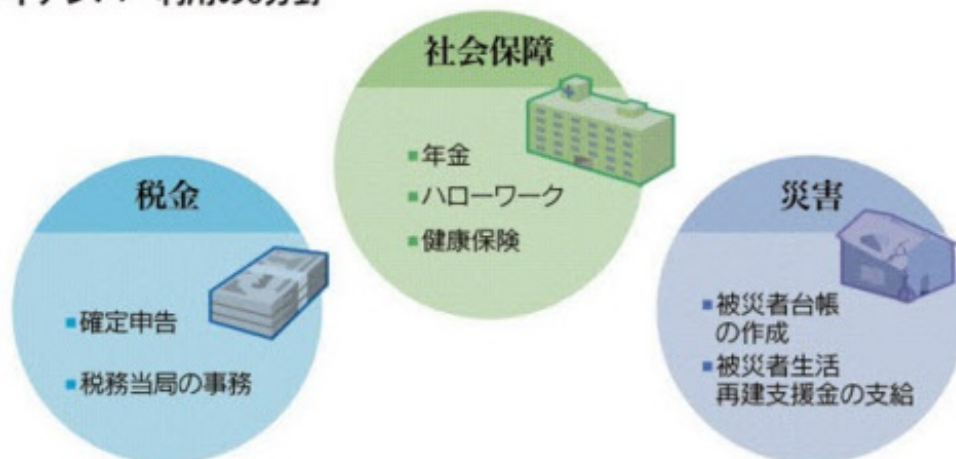
作成するかどうかは任意ですが、申し込みが遅くなると、入手時期が先になってしまうかもしれません。この先利用する機会も増えると思いますので、申込書が届けばすぐに申し込みをされることをお勧めします。

皆様のマイナンバーは行政手続きのみに利用します。

皆様のマイナンバーは源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金保険関係届出事務・雇用保険関係届出事務・労働者災害補償保険法関係届出事務、国民年金第3号被保険者関係届出事務に利用します。会社で収集したマイナンバーは、行政手続き以外では利用しません。

なお、当社は一部手続きを税理士及び社会保険労務士に委託しているため、行政手続きに必要な範囲でマイナンバーを税理士及び社会保険労務士に提供します。

マイナンバー利用の3分野



通知カード・個人番号カードを紛失した場合

通知カード、個人番号カードは厳重に保管して頂きますが、万が一紛失、焼失、著しく破損などした場合は、再交付の申請を行います。再交付には氏名、住所、個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書と、運転免許証やパスポートなどの身分証明書をあわせて住民票のある市区町村に提出します。

第三者に悪用されることを防ぐ観点から、すぐにその旨を市区町村長に届出なければなりません。

通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があった場合

引越などで市区町村に転入届を出すときは、通知カード又は個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更してもらわないといけません。それ以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出てカードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

マイナンバー（個人番号）の取り扱いにはご注意ください

決められた目的以外にマイナンバーを利用することは禁止されています。皆様も、マイナンバーを不用意に他人に知られることのないようご注意ください。

【注意が必要なシーンの一例】

- ・ レンタルビデオ店の会員証を作成する際、身分証明を求められたため個人番号カードを提示した
 - ※（表面のコピーは可能ですが）マイナンバーが記載されている裏面のコピーはNGです
- ・ ネット上のショッピングサイトなどで、購入時にマイナンバーの入力を求められた
 - ※（証券など一部の例外を除き）商品を購入する際にマイナンバーを提示する必要はありません
- ・ 届いた通知カードをブログで紹介したり、LINEを使って友人に番号を披露した
 - ※限られたグループ内での投稿であっても、ネット上にUPした情報はその先どう広がっていくか分からず危険です